

平成22年第3回（11月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成22年第3回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（11月2日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣言(午後1時40分)	3
広域連合長の議会招集あいさつ	3
日程第1 仮議席の指定について	4
諸般の報告	4
日程第2 議長の選挙について	4
追加議事日程	5
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	6
日程第2 会期の決定について	6
日程第3 副議長の選挙について	6
日程第4 議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第5 議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	9
日程第6 議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	10
日程第7 議案第15号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）	11
日程第8 議案第16号 専決処分の承認について（平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	13
日程第9 議案第17号 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	14
日程第10 議案第18号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	37
日程第11 議案第19号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	38
日程第12 一般質問（3番村上議員）	40
議了宣言	43

広域連合長の閉会あいさつ	4 3
閉会宣言(午後4時6分)	4 3
会議録署名	4 4

広島県後期高齢者医療広域連合議会議録 第11号

平成22年11月2日（火曜日）KKRホテル広島「孔雀」

出席議員

1番	土井	哲男
2番	田尾	健一
3番	村上	厚子
4番	桑田	恭子
5番	竹川	和登
6番	土井	正純
7番	小坂	智徳
8番	高下	正則
9番	松谷	成人
10番	徳山	威雄
11番	宮地	徹三
12番	丸山	茂美
13番	木村	春雄
14番	竹内	光義
15番	細川	雅子
16番	杉井	弘文
17番	登	宏太郎
18番	青原	敏治
19番	山本	一也
20番	中村	勤
21番	前田	勝男
22番	馬上	勝登
23番	中	雅洋
24番	中本	正廣
25番	辰田	真司
27番	豊田	勲

欠席議員

25番	伊藤	久幸
28番	小林	貢

説明員

広域連合長	伊藤 吉和
副広域連合長	藏田 義雄
副広域連合長	入山 欣郎
代表監査委員	高見貞四郎
広域連合事務局長	奥 和彦
広域連合事務局次長兼総務課長	橋本 信之

業務課長 田中 宏典
総務課企画財政係長 平山 勝秀

議事補助員

議会事務局長 藤瀬 泰城
議会事務局次長 堤本 浩二
書記 飛松 勝彦

議事日程（第1号）

（平成22年11月2日 午後1時40分開議）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加議事日程

日程第1 議席の指定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 副議長の選挙について

日程第4 議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第5 議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第6 議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第7 議案第15号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）

日程第8 議案第16号 専決処分の承認について（平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））

日程第9 議案第17号 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定

日程第10 議案第18号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第19号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第12 一般質問

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 40 分 開 会

○広域連合議会事務局長（藤瀬泰城）

申し上げます。本日の定例会は、議長、副議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、広島市の土井議員が年長ですので、土井議員に臨時議長として議事進行を行っていただきます。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（土井哲男議員）

こんにちは。ただいまご紹介いただきました土井でございます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員 26 名であります。

地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 22 年第 3 回広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。会議の開会に際しまして広域連合長のあいさつがあります。

広域連合長。

○広域連合長（伊藤吉和）

失礼いたします。平成 22 年第 3 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご利用のところご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知の通り、政府においては「後期高齢者医療制度を廃止して、新たな高齢者医療制度へ移行する」という方針のもと、昨年の 11 月に高齢者医療制度改革会議を設置し、新たな制度の検討が行われているところでございます。

これまで、11 回の会議が開催されて議論が進められ、8 月 20 日の会議においては中間取りまとめが出されたところでございます。

また、新しい制度の創設にあたっては、国民の意見を聞きながら進めるということで、先般 10 月 2 日には、広島県におきましても、新しい制度に係る公聴会が開催され、多くの方から意見が出されたようでございます。

今後は、年末までに最終の取りまとめがされ、来年の通常国会に法案が提出される予定と伺っております。

いずれにしましても、広域連合としましては、国の動向を見守りつつ、新しい制

度が創設されるまでの間は、現行制度の着実な運営に努めていく必要がございます。

今定例会に提出いたしております議案は、平成 21 年度歳入歳出決算認定、補正予算等の重要案件ばかりでございます。

これらの案件につきましては、後程ご説明申し上げますが、何とぞ慎重にご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の開会のあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（土井哲男議員）

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（土井哲男議員）

ご異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「仮議席の指定について」を議題とします。

○臨時議長（土井哲男議員）

日程第1「仮議席の指定について」を議題とします。

「仮議席」は、ただいまご着席の議席とします。

この際、ご報告いたします。一身上の都合により広島市の土井哲男議員から6月7日付け、山田春男議員、馬庭恭子議員及び中森辰一議員から6月3日付け、呉市の森本茂樹議員から9月6日付け、福山市の浜本洋児議員から5月25日付け、小川真和議員から6月11日付け、世羅町の小川信晃議員から8月26日付けで辞職願が提出されており、閉会中につき、それぞれ6月7日付け、6月4日付け、9月6日付け、5月25日付け、6月11日付け、8月26日付けで許可しておりますことをご報告いたします。

△ 日程第2 「議長の選挙について」

○臨時議長（土井哲男議員）

日程第2 これより「議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（土井哲男議員）

ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことになりました。

どなたか推薦はありませんか。

◆ 16番（杉井弘文議員）

議長。16番杉井弘文。

○臨時議長（土井哲男議員）

16番杉井議員。

◆ 16番（杉井弘文議員）

議長に広島市の土井哲男議員を指名推選します。

○臨時議長（土井哲男議員）

お諮りします。

ただいま 16番杉井議員から指名推薦がありました、私、土井哲男が議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（土井哲男議員）

ご異議なしと認め、よって、私、土井哲男が議長に当選をいたしました。

○議長（土井哲男）

それでは、一言ごあいさつをさせていただきます。

引き続き広域連合議会の議長に推挙いただきまして、誠に身に余る光栄でありますとともに、身の引き締まる思いでございます。

今後とも議員各位のご支持とご支援とご協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしている追加議事日程（第1号の追加1）でございます。この追加議事日程により議事を進めて参りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井哲男）

ご異議がないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（土井哲男）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

また、本日の「会議録署名議員」として14番竹内議員、24番中本議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（土井哲男）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認め、よって会期を本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 「副議長の選挙について」

○議長（土井哲男）

次に、日程第3「副議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名は、議長において行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に10番徳山議員を指名します。

お諮りします。

10番徳山議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認めます。よって10番徳山議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました徳山議員が議場におられますので、当選の告知をします。

それでは、徳山議員を紹介します。

10番徳山議員。

○副議長（徳山威雄）

ただいま副議長にご選任いただきましてまことにありがとうございました。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

この度、当広域連合議会の副議長にご推挙いただきまして、誠に光栄に存じております。微力ではございますが、皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら、議長を補佐し、また少しでも広島県後期高齢者医療広域連合議会の円滑な運営に寄与できますよう努力いたします所存でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（土井哲男）

ありがとうございました。この際、申し上げます。理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、高見代表監査委員、奥広域連合事務局長、橋本事務局次長兼総務課長、田中業務課長、総務課企画財政係平山係長を呼んでおりますことをご報告申し上げます。

○議長（土井哲男）

次に、議場配布いたしました「例月出納検査」結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

△ 日程第4 「議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（土井哲男）

次に日程第4 「議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、土井正純議員の退席を求めます。
本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございます。

本案は、森本茂樹氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在、空席となっております議員選出の監査委員の選任について、ご同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、土井氏は、知識、経験ともに豊かな方で広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男）

本件は、事後の議事手続きを省略して直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認めます。

本件を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井哲男）

ご異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

退席中の土井議員の入場を許可いたします。

△ 日程第5「議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（土井哲男）

次に日程第5「議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（拳手）

○議長（土井哲男）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第13号「広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

本案は、藏田副広域連合長の任期満了に伴いまして、空席となっております副広域連合長の選任についてご同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、藏田義雄氏は、現在、東広島市長としてご活躍中であり、平成19年11月から平成22年4月まで副広域連合長の職を務めておられます。学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

本件は、事後の議事手続きを省略して直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認めます。

本件を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ご異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第6 「議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（土井哲男）

次に日程第6 「議案第14号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第14号「広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

本案は、入山副広域連合長の任期満了に伴いまして、空席となっております副広域連合長の選任についてご同意をお願いするものでございます。

入山欣郎氏は、現在、大竹市長としてご活躍中であり、平成20年10月から平成22年6月まで副広域連合長の職を務めておられます。学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（土井哲男）

本件は、事後の議事手続きを省略して直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認め、本件を採決いたします。
本件を同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井哲男）

ご異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。
ただ今、選任に同意されました副広域連合長のご紹介をいたします。
それでは、自己紹介をお願い申し上げます。

◎副広域連合長（藏田義雄）

それでは失礼いたします。ただいま、副広域連合長の選任にご同意を賜りました東広島市長の藏田でございます。そして隣が大竹市長の入山市長さんでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

後期高齢者医療広域連合の副広域連合長という大変な役を賜りまして、その職責の重さを痛感しているところでございます。

私たち2人ともまだまだ未熟でございますけれども、高齢者医療制度が円滑に遂行できますよう、微力ではございますが、誠心誠意努めてさせていただきたいと考えておりますので、これから皆様とともにがんばっていきたいと考えておりますので、ご支援、ご鞭撻のほうをよろしく賜りまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（土井哲男）

藏田副広域連合長、入山副広域連合長におかれましては、公務の都合により退席されますので、ご了承をお願いします。

△ 日程第7 「議案第15号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）」

○議長（土井哲男）

次に日程第7 「議案第15号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）
(拳手)

○議長（土井哲男）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第 15 号「専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）」でございます。

恐れ入りますが、別冊 1 の議案資料の 1 ページをご覧ください。

改正の趣旨でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、同法の改正規定を広域連合の職員に適用するために、その手続等を規定する条例を一部改正したものでございます。

その内容は、職員が 3 歳未満の子を養育するため請求した場合に超過勤務を免除する規定を設けたもの及び配偶者の就労の有無に関わらず超過勤務の制限の請求を可能としたものでございます。

なお、条例の施行日を法の施行日と合わせ平成 22 年 6 月 30 日とするためには議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。質疑がある方は、拳手をし、議席番号を告げてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の討論を終結いたしました。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は承認されました。

△ 日程第8「議案第16号 専決処分の承認について（平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

○議長（土井哲男）

次に日程第8「議案第16号 専決処分の承認について（平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（拳手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の4ページをお開きください。

議案第16号「専決処分の承認について（平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））」でございます。

この補正は、平成21年度の後期高齢者医療交付金の額の確定に伴い、超過交付となった額を社会保険診療報酬支払基金へ返還するため、所要の補正を行ったもので、返還の通知があった日から返還金の納付期限日までの期間が短く、議会を召集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。

それから7ページ、8ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

8ページ歳出の「8款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」に後期高齢者医療交付金の返還金といたしまして5億1,884万4千円を追加しますとともに、この財源とするために同額を7ページ歳入の「8款 繰入金」「2項 基金繰入金」へ追加しております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。

質疑がある方は、挙手をして、議席番号を告げてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は承認されました。

△ 日程第9 「議案第17号 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（土井哲男）

次に日程第9「議案第17号 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題とします。

本件の説明を求めます。

なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明いただいても結構です。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

議案 17 号「平成 21 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

説明でございますけれども、私が「議案書」について説明をさせていただき、「歳入歳出決算書附属書類」については担当課長に、最後に「主要な施策の成果説明書」について、事務局次長に説明をいたさせます。

議案書の 9 ページをお開きください。

それでは、一般会計と特別会計に分けて説明させていただきます。

最初に一般会計でございます。議案書の 10 ページをお開きください。一般会計の歳入でございます。一番下の合計欄でございますが、歳入につきましては、「予算現額」が 11 億 4,948 万 2 千円、「調定額」「収入済額」とともに 11 億 2,526 万 4,503 円でございます。

次の 12, 13 ページをお開きください。

一般会計の歳出につきましては、同じく一番下の合計欄でございますが、予算現額は 11 億 4,948 万 2 千円、支出済額は 10 億 2,521 万 1,727 円、不用額は 1 億 2,427 万 273 円でございます。

先ほどの歳入の「収入済額」から、この「支出済額」を差し引いたものが、表の下に記載しております「歳入歳出差引残額」の 1 億 5 万 2,776 円となり、平成 22 年度に繰り越し、原則としまして、財政調整基金に積み立てることとしております。

次に、事務局次長に附属書類の説明をいたせます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

それでは、別冊 3 「歳入歳出決算書附属書類」により、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが座って説明させていただきます。

1, 2 ページをお開きください。

ここからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書により、款ごとにご説明いたします。まず歳入でございます。

「1 款 分担金及び負担金」の「収入済額」は 9 億 6,565 万円で、全額が 23 市町からの事務費分賦金でございます。

「2 款 国庫支出金」の「収入済額」は 889 万 7,004 円でございます。

内訳は、「1 項 国庫負担金」が 876 万 4 円で、これは、不均一保険料賦課影響額の 2 分の 1 が交付される、保険料不均一賦課負担金でございます。「2 項 国庫補助金」が 13 万 7 千円で、これは、運営審議会の開催の経費の一部が補助対象となったものでございます。

「3 款 県支出金」の「収入済額」は 902 万 7,474 円で、これは国庫負担金と同様に不均一保険料賦課影響額の 2 分の 1 が交付される、保険料不均一賦課負担金でございます。

「4 款 財産収入」の「収入済額」は 40 万 8,948 円で、全額が財政調整基金の

運用による利子収入でございます。

「5款 寄附金」及び3、4ページに移りまして、上段の「6款 繰入金」につきましては、収入の実績はございません。

「7款 繰越金」の「収入済額」は1億4,018万5,063円で、平成20年度の決算剰余金を繰り越したものでございます。

「8款 諸収入」の「収入済額」は109万6,014円で、内訳は、「1項 預金利子」が79万686円、「2項 雑入」が30万5,328円でございます。この雑入は、臨時職員の雇用保険料及び、全国広域連合協議会からの負担金でございます。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。

5、6ページをお開きください。

「1款 議会費」の「支出済額」は110万3,720円、「不用額」が60万280円で、広域連合議会の議員報酬、交通費、通信運搬費等の経費でございます。

なお、不用額の主なものにつきましては、後ほど一括してご説明いたします。

「2款 総務費」の「支出済額」は4億1,738万689円、「不用額」は2,236万3,311円でございます。

「総務費」の「1項 総務管理費」は、広域連合の運営に係る各種委員等への報酬や、広域連合職員の手当等、光熱水費や通信運搬費などの事務経費、事務所の使用料、基金への積立金などで、「支出済額」が4億1,723万8,649円、「不用額」が2,225万351円でございます。

7、8ページをお開きください。

「2項 選挙費」は、広域連合選挙管理委員会の運営に係る経費で、「支出済額」が6万9,740円、「不用額」が37,260円でございます。

9、10ページをお開きください。

「3項 監査委員費」は、例月出納検査、定期監査、決算審査に係る経費で、「支出済額」が7万2,300円、「不用額」が7万5,700円でございます。

次の「3款 民生費」は、特別会計への事務費及び保険料不均一賦課の繰出金で、「支出済額」が6億672万7,318円、「不用額」が9,611万1,682円でございます。

「4款 公債費」は、支出の実績はございません。

「5款 予備費」は、充用はございませんでしたので、全額が不用額となっております。

それでは、不用額につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出決算事項別明細書の節において、不用額が100万円を超えるか、かつ不用額を予算現額で除して算出した不用率が、10%を超えるものを中心に説明させていただきます。

なお、本来ならば補正予算で減額すべきところ、不測の事態への対応も考慮しまして、減額補正を見送ったことも、不用額が発生した一因となっております。

事項別明細書の5、6ページにお戻りください。

「2款 総務費」、「1項 総務管理費」、「1目 一般管理費」の「3節 職員手当等」の「不用額」が866万4,587円となっております。これは、職員の時間外勤務手当に係るもので、執行額が見込の45%と、大きく下回ったものでござい

ます。

同じ目の「11 節 需用費」の「不用額」が 218 万 966 円となっておりますが、これは、消耗品の執行率が約 79%，光熱水費の執行率が約 80%にとどまり、また、公用自動車の修繕実績がなかったこと等によるものでございます。

7, 8 ページをお開きください。

同じ目の「12 節 役務費」の「不用額」が 235 万 5,507 円となっておりますが、これは、郵便料金及び電話通話料金の執行率が約 60%にとどまったほか、医療給付費の振込みができなかったことに伴う組戻件数が見込を約 30%下回ったことに伴い、金融機関へ支払う組戻手数料が減額となったものでございます。

同じ目の「13 節 委託料」の「不用額」が 114 万 4,840 円となっておりますが、これは、後期高齢者医療制度の概要説明ビデオの作成に係る委託料の執行率が約 76%にとどまることによるものでございます。

9, 10 ページをお開きください。

「3 款 民生費」の不用額 9,611 万 1,682 円につきましては、特別会計の事務費が、見込より少額であったことや、特別会計の預金利子が多く収入されたことなどにより、繰り出す額が少額となったことによるものでございます。

以上で不用額につきましての説明を終わらせていただきます。

続きまして、11 ページをお開きください。

こちらは、一般会計の「平成 21 年度 実質収支に関する調書」でございます。

「1 歳入総額」が 11 億 2,526 万 4 千円、「2 歳出総額」が 10 億 2,521 万 1 千円、「3 歳入歳出差引額」が 1 億 5 万 3 千円でございます。平成 21 年度におきましては、翌年度に繰り越すべき財源はありませんでしたので、「5 実質収支額」も 1 億 5 万 3 千円でございます。

以上で、一般会計に係る附属書類の説明を終わらせていただきます

◎広域連合事務局長（奥和彦）

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。議案書の 14 ページをお開きください。「特別会計歳入歳出決算」の歳入でございます。

16, 17 ページをお開きください。

表の一番下の欄でございますが、歳入につきましては、「予算現額」が 3,273 億 1,370 万 9 千円、「調定額」が 3,214 億 1,374 万 2,288 円、「収入済額」が 3,214 億 1,325 万 6,824 円、「収入未済額」が 48 万 5,464 円でございます。

次に 18 ページから 21 ページにかけての歳出でございます。20, 21 ページをお開きください。

歳出につきましては、「予算現額」が 3,273 億 1,370 万 9 千円、「支出済額」は 3,168 億 4,603 万 9,551 円、不用額は 104 億 6,766 万 9,449 円でございます。

先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いたものが、表の下に記載しております「歳入歳出差引残額」の 45 億 6,721 万 7,273 円となり、平成 22 年度に繰り越して、平成 21 年度分の国庫負担金等の精算に伴う還付相当額の約

37 億円を除きました額を、給付準備基金に積み立てることとしております。

次に、業務課長に附属書類のうち、特別会計について説明いたさせます

◎広域連合事務局業務課長（田中宏典）

それでは、別冊3「歳入歳出決算書附属書類」の特別会計分について、ご説明申しあげます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

12, 13 ページをお開きください。

ここからの特別会計歳入歳出決算事項別明細書により、款ごとにご説明いたします。

「1款 市町支出金」は、被保険者から徴収した保険料や、医療給付費の12分の1相当分を市町が負担するもので、「収入済額」が491億6,620万4,920円で、内訳は、「1目 保険料等負担金」が250億3,408万9,056円、「2目 療養給付費負担金」が241億3,211万5,864円でございます。なお、平成21年度の現年度分の保険料収納率は、99.33%で、前年度の99.17%に比較して、0.16ポイント上昇しております。

「2款 国庫支出金」は、医療給付費の12分の3相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などで、「収入済額」が1,077億3,878万810円でございます。

内訳は、「1項 国庫負担金」では、「1目 療養給付費負担金」の収入済額が754億1,871万4,007円、「2目 高額医療費負担金」の収入済額が8億5,981万8,982円でございます。「2項 国庫補助金」では、「1目 調整交付金」の収入済額が292億2,504万1千円でございます。なお、このうち、原子爆弾被爆者医療に係る特別調整交付金が、81億3,214万4千円を占めております。「2目 後期高齢者健診補助金」は収入実績がございませんが、これは、健診に係る補助金が14ページの「5目 後期高齢者医療制度事業費補助金」として交付されたことによるものでございます。「3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の収入済額が21億6,254万8,965円、14ページに移りまして、「5目 後期高齢者医療制度事業費補助金」の収入済額が6,568万3,102円、「6目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」の収入済額が697万4,754円でございます。

「3款 県支出金」は、医療給付費の12分の1相当分や、高額な医療給付費に対する県負担金で、「収入済額」が254億681万4,326円で、内訳は、「1目 療養給付費負担金」が244億866万9,086円、「2目 高額医療費負担金」が9億9,814万5,240円でございます。

「4款 支払基金交付金」は、現役世代が負担する医療給付費の10分の4相当分が、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、「収入済額」が現年度分と過年度分を合わせて1,346億9,030万7,738円でございます。

「5款 特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、財政への影響を緩和するため、国保中央会から交付される交付金で、「収入済額」が3,526万5,297円でございます。

16・17 ページをお開きください。

「6款 財産収入」は、基金の利子収入で、「収入済額」が402万2,515円でございます。

「7款 寄附金」につきましては、収入の実績はございません。

「8款 繰入金」は、一般会計からの繰入金と、基金からの繰入金で、「収入済額」が22億3,017万1,876円でございます。内訳は、「1項 一般会計繰入金」が、保険料不均一賦課繰入金と事務費繰入金を合わせて6億672万7,318円で、

「2項 基金繰入金」が16億2,344万4,558円でございます。基金繰入金は、全額が2目の保険料軽減等の特別対策事業の実施による臨時特例基金からの繰入金でございます。

「9款 県財政安定化基金借入金」の収入実績はございません。

18, 19ページをお開きください。

「10款 諸収入」は、延滞金、預金利子などを収入したもので、「収入済額」が2億6,231万6,748円で、「収入未済額」が48万5,464円でございます。収入済額の内訳は、「1項 延滞金、加算金及び過料」の「1目 延滞金」が402万2,057円、「2項 預金利子」が2,755万7,771円、「3項 雑入」が2億3,073万6,920円でございます。雑入の内訳は「4目 第三者納付金」が2億1,986万6,620円、これは、交通事故等に起因する治療に係る給付費について、一旦広域連合が立て替えて医療機関へ支払った後、加害者に過失割合に応じた額を請求し、納付されたものでございます。「5目 返納金」が1,030万5,320円、これは、医療機関等での一部負担割合が1割から3割に変更となったことなどの場合に、被保険者に医療給付費の差額分を請求し、納付されたものでございます。

なお、収入未済額が48万5,464円上がっていますが、これまで納付の折衝をしてきており、中には22年度に入って入金された方もおられます、今後も納付折衝を続け、1日でも早い完納となるよう努めて参りたいと考えております。

20, 21ページをお開きください。

「6目 雑入」の収入済額が56万4,980円で、これは、コピ一代と市町からの還付加算金の精算返還金でございます。

「11款 繰越金」は、「収入済額」が18億7,937万2,594円で、これは平成20年度からの繰越金でございます。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。22, 23ページをお開きください。

「1款 総務費」の「支出済額」が7億1,518万3,400円、「不用額」が3,356万9,600円でございます。

なお、一般会計と同様、不用額の主なものにつきましては、後ほど一括してご説明いたします。

「総務費」は、被保険者証や各種決定通知書の作成や郵送業務、電算処理システムの運用管理事業など、後期高齢者医療制度を適正に運営していくための事務の執行に伴う経費及び、市町が実施する長寿健康増進事業への補助金等でございます。

24, 25ページをお開きください。

「2款 保険給付費の「支出済額」は、3,089億3,393万5,135円、「不用額」が103億6,312万3,865円でございます。

「1項 療養諸費」につきましては、療養給付費、療養費、移送費、審査支払手数料の4つの目を設けておりますが、「支出済額」は2,976億8,802万8,343円、「不用額」は102億5,781万5,657円でございます。内訳は、「1目 療養給付費」が2,947億6,530万6,867円、「2目 療養費」が19億6,296万4,814円、「4目 審査支払手数料」が9億5,975万6,662円でございます。

「2項 高額療養諸費」の「支出済額」は106億7,470万6,792円、「不用額」は7,995万8,208円で、内訳は「1目 高額療養費」が105億6,936万9,815円、「2目 高額介護合算療養費」が1億533万6,977円でございます。

「3項 葬祭費」の「支出済額」は5億7,120万円、「不用額」は2,535万円でございます。

「3款 県財政安定化基金拠出金」は、県が設置した基金へ拠出したもので、「支出済額」は2億6,886万9千円でございます。

26, 27ページをお開きください。

「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、全国の広域連合が参加して国保中央会が実施しております共同事業に対しての拠出金で、「支出済額」は5,131万5,077円、「不用額」は698万4,923円でございます。内訳は、「1目 特別高額医療費共同事業拠出金」が5,110万5,333円、「2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金」が20万9,744円でございます。

「5款 保健事業費」は、市町の実施した健康診査事業に対して、補助金を交付したもので、「支出済額」は4,878万6千円、「不用額」は2,622万4千円でございます。

「6款 基金積立金」は、後期高齢者医療給付準備基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金への積み立てを行ったもので、「支出済額」は29億9,199万9,074円、「不用額」は1,926円で、支出済額の内訳は「1目 後期高齢者医療給付準備基金積立金」が8億2,733万9,821円、「2目 後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」が21億6,465万9,253円でございます。

一番下の段の「7款 公債費」につきましては、一時借り入れを行わなかったため、支出の実績はございません。

28, 29ページをお開きください。

「8款 諸支出金」は、平成20年度分の国庫負担金等の返還金や、高額療養費特別支給金で、「支出済額」は38億3,595万1,865円、「不用額」は495万6,135円でございます。内訳は、「1目 償還金」が37億8,817万4,305円、「2目 保険料還付金」が4,190万9,393円、「3目 還付加算金」が46万900円、「4目 高額療養費特別支給金」が540万7,267円でございます。

「9款 予備費」は、充用はございませんので、全額が不用額となっております。それでは、不用額につきまして、ご説明いたします。

なお、一般会計と同様に、不用額が100万円を超える、かつ不用率が、10%を超えるものを中心に説明させていただきます。

事項別明細書の22, 23ページにお戻りください。

「1款 総務費」、「1項 総務管理費」、「1目 一般管理費」の「11節

需用費」の「不用額」が 308 万 6,865 円でございます。これは、被保険者証に同封して全被保険者に配布いたしました「制度のしおり」の印刷契約単価が、約 5 円予算計上の単価を下回ったことによるものでございます。

24, 25 ページをお開きください。

「2 款 保険給付費」、「2 項 高額療養諸費」、「2 目 高額介護合算療養費」の「不用額」が 7,866 万 6,023 円でございます。これは、支給件数が、予算で計上した件数の約 55% と、見込を大幅に下回ったことによるもので、これについては、平成 21 年度から高額介護合算療養費の申請受付が開始されたため、それまでは実績がなく、予算見積りが困難であったことが影響したものでございます。

26, 27 ページをお開きください。

「4 款 特別高額医療費共同事業拠出金」、「1 項 特別高額医療費共同事業拠出金」「1 目 特別高額医療費共同事業拠出金」の「不用額」が 698 万 4,667 円でございます。これは、国保中央会が算定する全国の特別高額医療費共同事業の対象見込額が減額されたため、按分して算出される本広域連合の拠出額も減額となったものでございます。

「5 款 保健事業費」、「1 項 健康保持増進事業費」、「1 目 健康診査費」の「不用額」が 2,622 万 4 千円でございます。これは、健康診査の受診者数が約 25% 見込を下回ったこと及び、補助平均単価が約 350 円見込を下回ったことによるものでございます。

以上で不用額についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、30 ページをお開きください。

特別会計の「平成 21 年度 実質収支に関する調書」でございます。

「1 歳入総額」が 3,214 億 1,325 万 6 千円、「2 歳出総額」が 3,168 億 4,603 万 9 千円、「3 歳入歳出差引額」が 45 億 6,721 万 7 千円でございます。平成 21 年度においては、翌年度に繰り越すべき財源はありませんでしたので、「5 実質収支額」も 45 億 6,721 万 7 千円でございます。なお、この実質収支額のうちの約 37 億円は、平成 21 年度の国庫負担金、支払基金交付金等の過大交付相当分であり、平成 22 年度に返還することとなる見込みでございます。

次に、31 ページをお開きください。こちらは、「財産に関する調書」でございます。

「1 公有財産」及び「3 債権」につきましては、該当がありません。

「2 物品」につきましては、1 件 100 万円以上の物品につきまして掲載しておりますが、平成 21 年度中の増減はありません。

「4 基金」でございますが、平成 21 年度末の時点での基金残高は、「財政調整基金」が 3 億 6,869 万 4 千円、「後期高齢者医療制度臨時特例基金」が 24 億 333 万 6 千円、「後期高齢者医療給付準備基金」が 26 億 1,013 万 1 千円となっております。

以上で「歳入歳出決算書附属書類」のご説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（橋本信之）

恐れ入ります。最後に、別冊4「主要な施策の成果説明書」について、一般会計と特別会計に分けてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

最初に一般会計でございますが、「平成21年度主要な施策の成果説明書」の1ページをお開きください。

「総括」でございますが、一般会計では、後期高齢者医療広域連合の運営に係る経費を中心に支出しております。中ほどの段でございますが、歳入につきましては、市町からの負担金が85.8%を占めて最も多く、次いで前年度からの繰越金が12.5%となっております。

一方歳出では、事務費及び保険料不均一賦課影響額についての特別会計への繰出金である民生費が59.2%を占め、次いで事務事業費や人件費、基金積立金などの総務費が40.7%と、総務費と民生費でほぼ全額を占めております。

2ページでございます。

こちらには、「歳出の予算別執行内容の主なもの」を記載しております。

「1款 議会費」でございますが、平成21年度では広域連合議会を3回開催し、条例改正や、第2次広域計画、補正予算案、新保険料率、当初予算案の審議等を行い、議決案件は26件となっております。

「2款 総務費」では、事務所の賃借料や光熱水費などの広域連合の運営に係る経費や、派遣職員の人件費相当分の負担金、財政調整基金への積立金などを執行しております。

「3款 民生費」は、全額が特別会計への繰出金でございまして、事務費及び不均一賦課に伴う保険料収入の影響額相当分を繰り出しております。

各事業についてご説明いたします。3ページをお開きください。運営審議会運営事業でございます。

運営審議会は、広域連合の運営に関する重要事項を調査、審議するために、条例に基づき設置した広域連合長の諮問機関で、学識経験者、医療機関、保険者及び被保険者代表の15名の委員で構成されております。平成21年度は、第2次広域計画及び平成22年度・23年度の保険料率の2つの諮問事項を審議するため、3回開催しました。

次に4ページの財政調整基金造成事業でございますが、平成21年度中に利子も含めて1億2,747万7,481円を積み立てております。この基金につきましては、計画的に活用して市町分賦金の軽減を進めていくこととしております。

5ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計繰出金事業でございます。

特別会計へは、事務費繰出金と保険料不均一賦課繰出金と合わせまして、6億672万7,318円を繰り出しており、そのうち、国庫負担金と県負担金合わせて1,752万8円が特定財源となっております。また、特別会計の事務費7億3,029万6,530円のうち、1億4,113万5,677円が国庫支出金等で財源補填されており、それを差し引いた5億8,916万853円が事務費の繰出額となっております。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

10ページをお開きください。「総括」でございます。

平成 21 年度は、20 年度予算で 11 か月分であった保険給付費を 12 か月分計上して前年度比 13.5% の増加となる当初予算を計上し、その後保険料軽減の特別対策の継続実施や、前年度の国庫支出金や県支出金等の精算に伴う追加交付や返還等により、68 億 3,259 万 5 千円の追加補正を行っております。中ほどより少し下の段でございますが、財源の構成につきましては、歳入では支払基金交付金が 41.9% を占めて最も多く、次いで国庫支出金が 33.5%，市町支出金が 15.3%，県支出金が 7.9% などとなっております。

一方歳出では、療養給付費や療養費、高額療養費などの保険給付費が 97.5% と、歳出の大部分を占めております。

11 ページの歳出の予算別執行内容の主なものでございます。

「1 款 総務費」では、被保険者証の作成及び郵送、レセプト資格確認などの国保連合会への委託事業など、後期高齢者医療制度の事務執行に伴う経費のほか、ポスターやパンフレットの作成など広報活動にかかる経費、電算処理システムの運用管理に係る経費、レセプト点検や医療費通知、後発医薬品カード作成などの医療費適正化に係る経費などを支出しております。

「2 款 保険給付費」は、特別会計の中心を成すもので、療養給付費、療養費、審査支払手数料、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費の各費目にわたって、保険給付を行っております。なお、平成 20 年度は 4 月受診分から 2 月受診分までの 11 か月分の支出となっていましたが、平成 21 年度は 12 か月分の支出にと、1 か月分が増加しております。

「3 款 県財政安定化基金拠出金」は、高齢者の医療の確保に関する法律にもとづき、県に設置される基金に対しての拠出金でございます。なお、拠出額は国、県、広域連合の三者が同額となっております。

12 ページをお開きください。

「4 款 特別高額医療費共同事業拠出金」につきましては、400 万円を超える著しく高額な医療費を対象に、財源補填がされる共同事業の資金として、国保中央会に支払ったものでございます。

「5 款 保健事業費」は、各市町が実施した後期高齢者の健康診査事業に要した経費への補助金でございます。

「6 款 基金積立金」につきましては、広域連合が設置し、管理しております 2 種類の基金への積立金でございます。

それでは、各事業についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

「後期高齢者医療広報事業」でございますが、後期高齢者医療制度への周知等に係る広報を行い、制度の円滑な運営を図ったものでございます。平成 21 年 7 月に、被保険者証更新を周知するためにポスターを 1 万 2 千枚作成して各市町及び医療機関に送付し、また同時期に後期高齢者医療制度全般にわたって詳しく紹介したパンフレットを作成し、被保険者証に同封して全被保険者に送付するとともに、各市町へも送付しました。パンフレットにつきましては、平成 22 年 3 月にも改訂版を作成し、新たに被保険者となられた方や、市町に送付しております。

14 ページをお開きください。

広域連合電算処理システム運用管理事業でございます。後期高齢者医療制度運営の基幹となる電算処理システムの安定稼動と適正運用のために、必要な整備と保守を行い、事務の効率化を図ったものでございます。

1 のシステムの安定稼動では、3 項目にわたって、維持管理を、2 のシステムの適正運用では、2 項目にわたってシステムの改修を行いました。

15 ページに移りまして、医療費適正化対策事業でございます。後期高齢者医療制度の安定的な運営を確保するため、医療費の適正化に向けた各種事業を実施したものでございます。

1 の「レセプト点検」につきましては、国保連合会へ委託し、横覧及び縦覧点検や、交通事故等の第三者行為のレセプトの抽出、レセプトデータの修正や過誤準備処理、レセプトの配列及び保管等の事業を実施しました。

2 の「医療費通知」につきましては、平成 21 年 1 月から 12 月までの保険診療について、受診年月、医療機関名、日数、医療費の総額等を掲載し、通知したもので、通知件数は延べで約 92 万件でございます。

3 の「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の周知」につきましては、平成 22 年 1 月に、「ジェネリック医薬品希望カード」を全被保険者に配布し、先発医薬品に比較して安価な後発医薬品の周知を実施したものでございます。

16 ページをお開きください。

「療養諸費事業」でございますが、ここでは、入院や入院外、歯科、調剤などの「療養給付費」コルセット等治療用装具を作成した場合や、柔道整復等の治療を受けた場合に給付される療養費、レセプトの審査や医療機関への支払いに係る手数料として国保連合会へ支払う審査支払手数料の各費目に渡って、件数、日数、費用額、保険者負担額及び一部負担金等を一覧表として示しております。また、17 ページは、受診率や1 件当たり及び1 人当たりの日数、費用額等、診療諸率を示した表でございます。この表の一番下の行でございますが、療養の給付と療養費を合わせた、1 人当たり費用額は、101 万 8,404 円、1 人あたりの保険者負担額は、89 万 2,890 円となっております。

18 ページをお開きください。「高額療養諸費事業」でございます。

1 の「高額療養費」は、同一月内での自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた部分を給付するものございますが、件数は合計で 52 万 4,656 件、保険者負担額は、105 億 5,528 万 4,494 円となっております。

次に2 の「高額介護合算療養費」は、1 年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた部分を給付するもので、平成 21 年度から給付が開始されました。件数は、6,442 件で、金額は 1 億 533 万 6,977 円でございます。

下の表でございますが、参考までに療養給付費、療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費を合わせた医療給付費について、1 人当たりの件数は 33.1 件、保険者負担額は、92 万 4,992 円となっております。

19 ページに移りまして、「葬祭費事業」でございますが、被保険者が死亡した

場合、葬祭執行者に対して3万円を支給するものでございます。平成21年度は合計で1万9,040件、5億7,120万円を支給しております。

20ページをお開きください。「県財政安定化基金拠出金事業」でございます。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律第116条に基づき、県が設置している財政安定化基金に対して、広域連合の負担割合分を拠出したものでございます。拠出金につきましては、特定期間の2カ年度を単位として、療養の給付等に要する費用の見込額をもとに計算され、国、県、広域連合が同額を拠出することとされております。平成21年度は、2億6,886万9千円を拠出いたしました。

21ページに移りまして、「健康診査費補助事業」でございますが、これは、市町が実施した後期高齢者の健康診査事業について、事業に要した経費に対して補助金を交付したものでございます。事業費は4,878万6千円で、補助の対象となった受診者数は、個別健診と集団健診の合計で19,609人、受診率は、7.05%となっております。

22ページをお開きください。

「後期高齢者医療給付準備基金造成事業」でございますが、この基金は、保険給付費の財源不足となる不測の事態に備えるとともに、保険料等負担金の軽減に資するために保有するもので、平成21年度は元金と利子を合わせまして8億2,733万9,821円を積み立てました。

23ページに移りまして、「後期高齢者医療制度臨時特例基金造成事業」でございます。

この基金は、後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るための国の特別対策事業の一環で全国の各広域連合に設けられたもので、国庫支出金を積み立て、保険料軽減を中心とした各種の特別対策事業の財源として使用するものでございます。平成21年度は21億6,465万9,253円を積み立てた一方で、16億2,344万4,558円を取り崩した結果、年度末現在高は24億333万6,765円となっております。

24ページをお開きください。「高額療養費特別支給金事業」でございます。

平成21年1月以降は、75歳に到達して後期高齢者医療制度に加入された月に限り、高額療養費の自己負担額を通常の2分の1に引き下げる特例措置が講じられております。「高額療養費特別支給金事業」は、この特例措置の対象とならない、平成20年4月から12月までに75歳に到達した方についても、特例を適用して負担軽減措置を講じるため、平成21年度のみの制度として、実施したものでございます。件数は、1,102件で、支給金額は540万7,267円でございます。

以上で「主要な施策の成果」についての説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

長時間にわたりましたが、以上で議案第17号「平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。

2番田尾議員、3番村上議員、15番細川議員、20番中村議員より発言の通告がございました。

なお、申し合わせにより、議席番号順に発言をお願いいたします。

2番田尾議員。

◆ 2番（田尾健一議員）

はい2番。それでは議案第17号「平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について質疑をいたします。まず最初の質問なんですが、特別会計の総務費の事業内容についてお伺いいたします。診療報酬明細書、レセプト点検について、広島県国民健康保険団体連合会に委託をされて実施し、1億円が執行されているわけなんです。事務局からのレセプト点検による再審査査定額の資料をみると過誤のあった査定件数が65,774件というようになっております。そして過誤のあった査定額が2億6,566万8,452円となっておりますが、こうした過誤のあった再審査査定件数が65,774件と至ったことについてですね、どういう理由なのか、詳しくお伺いします。

○議長（土井哲男）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

議長。

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

診療報酬明細書、以下レセプトと申し上げますけれども、レセプトの審査は、専門知識とノウハウを保有しております国民健康保険団体連合会に委託し、3か月に1回しか認められない検査を複数月に渡って行っているとか、同一疾患で毎月初診料を算定している、あるいは薬ごとの処方量が規定の単位量以上に処方しているなど、1枚のレセプト点検のみでは確認できない診療報酬上のルールを越えた事項につきまして、複数月に渡って点検を行っているものでございます。

その結果、こうした診療報酬上のルールを超えた査定の項目といたしましては、直近データの平成22年7月分で申しあげますと、処方の関係が1,427件で先ほど申し上げました査定全体の19.9%になります。検査が1,235件で17.2%，投薬が908件ございまして査定全体の12.7%となっているところでございます。以上でございます

◆ 2番（田尾健一議員）

議長。

○議長（土井哲男）

田尾議員。

◆ 2番（田尾健一議員）

今、内容をお伺いしましたが、なぜそれだけの過誤のある再審査査定件数がでるのか、原因をですね、分析されているかお伺いします。

○議長（土井哲男）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

議長。

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

診療報酬体系でございますけれども、診療報酬体系は診療行為を約4,000種類に細かく分類しております、それぞれ算定方法や算定基準、それから算定回数等が詳細にルール化されております。2年に1度定期的に診療報酬の大きな改定がございます。また、それ以外にも頻繁に解釈を改正する通知が出されております。このように診療報酬制度は非常に複雑でございまして、診療報酬の請求事務には相応の知識と経験を要することが、原因のひとつではなかろうかと考えているところでございます。

平成21年度におきます査定件数は、レセプト件数全体約1,000万件のうちの約0.64%となっておりますけれども、ちなみに全国の国民健康保険団体連合会におきます平均の査定率は0.55%になっておりまして、私どもの査定率が約0.09ポイントほど高くなっているところでございます。

◆ 2番（田尾健一議員）

議長。

○議長（土井哲男）

田尾議員。

◆ 2番（田尾健一議員）

努力をされているのは、それで少しほは理解できますけれども、主要な施策ですね、成果説明書の15ページを見ますとですね、今後の課題等ということで医療費

適正化対策事業としての、レセプト点検の業務をですね、さらなる強化を図るというようにありますが、どのような具体的な改善策を考えられておられるのか、お聞きしたいと思います。

またですね、医療機関の監査権限を持つ広島県と連携をして、こうした過誤が減少するような仕組みを作るべきではないかと私は考えますが、理事者としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

さらにですね、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問介護事業者はですね、医療事務に秀でたスタッフ、担当者を置いてですね、このような過誤ができるのかというような点、あるいはですね、その他レセプトの記入方法の複雑さを改善するとか、簡素化する、あるいは数か月かかるレセプトの突き合わせにつきましてはワンペーパーで点検できるような様式に改善できるとかですね、そういう意見をですね、フィードバックするような体制を考えられないのかどうか、ということを併せてお伺いします。

○議長（土井哲男）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

議長。

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

医療費適正化の実現のためには、レセプト点検業務の強化は非常に重要な課題であると考えているところでございます。

国が進めております電子化・システム効率化の一環といたしまして、平成20年度からは、レセプトを電算管理いたしますレセプト管理システムを導入して縦覧点検等の効率化を図っているところでございます。今後も電子化・システム効率化の動きにあわせながら、より簡素で効果的なレセプト点検の実施について、国民健康保険団体連合会と協議をして参りたいと考えております。

レセプトの電子化でございますけれども、レセプトの電子化の進展はレセプト請求事務の軽減が図られるなど医療機関側にとりましても過誤請求の減少にもつながっていくのではないかと期待をされているところでございます。

一方レセプトの請求に関する指導につきましては、法令に基づき、厚生労働省及び都道府県が行うことになっているところであります。広域連合としては、国・県からの要請に応じて指導に必要なレセプトに関する情報を提供するなど関係機関との連携に努めてきたところでございます。今後とも過誤請求の減少に向け、国・県とより一層連携して参りたいと考えているところでございます。

それから、レセプトを簡素化できないかというご指摘でございますが、レセプト

の様式につきましては省令で定められておりまして、更に複雑な診療項目を反映させる必要があるといったことから現行の仕様になっておりまして、レセプトの記入を簡素化することは困難ではないかと考えているところでございます。

またレセプトの突き合わせを1枚で点検できる様式に改善できないかというご指摘でございますけれども、診療報酬の請求はレセプトにより月単位で行われておりますことから、数か月分を1枚にすることは困難ではなかろうかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土井哲男）

次に3番村上議員の発言を許します。

3番村上議員。

◆3番（村上厚子議員）

議長3番。私はですね、質問を一括して質問いたします。答弁によっては再質問をさせていただきたいと思います。いくつか項目がございます。まず制度、後期高齢者医療制度が導入されて2年目が昨年でありましたが、これまでの制度の広報をされてきたと思いますけれども、制度施行2年を経て、制度の浸透をどのようにみておられるか、まずご認識をお伺いします。

それから、2010年2月末の時点で被保険者が33万6,287人と聞いていますけれども、この中で65歳から74歳の方までの障害者は何人の方が後期医療に移行されているのか。その人数は手帳、障害者手帳をお持ちの方のどれくらいの割合になるのか、把握されていればその点を教えてください。

それから決算剰余金、実質収支についてなんですかけれども、これ一般会計、特別会計それぞれあるんですけれども、一般会計で1億5万なにがし、特別会計では45億6,721万なにがしであったと思うのですけれども、このうち基金に積み立てられるのはそれぞれ、いくらで残りは基金に積み立てて残りはどうなるのかということを教えてください。

それから、一般会計の事務費の分賦金についてなんですかけれども、各市町から事務費の分賦金として9億6,565万円を負担しています。主として広域連合事務局の運営費に充てられていますけれども、事務局には県からも職員が派遣されています。市町が県の職員の人事費を持つのはおかしいじゃないのかというのが、これが市民感情として理解しがたい点がございます。市町の負担を軽減することと事務局の運営に県自身が支援をするという立場から県も負担すべきではないかと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。

次に特別会計の移送費についてお聞きします。予算額1,000円が計上されています。支出は0（ゼロ）になっております。予算額全額が不要額となっていることについてもあるんですけれども、そもそもこの1,000円の移送費とはどういう内容のもので予算計上されているものなのか、また0（ゼロ）となっている理由は何なのか、申請がなかったから執行されなかったのか。申請があったとしても該当しなかったということなのか、そこの点をお聞きいたします。

最後に財政安定化基金についてなんですかけれども、この制度が破綻しないためにということで、国と県と広域連合がそれぞれ3分の1ずつ拠出して、県が管理しているものなんですかけれども、昨年度、2009年度の決算では、2億6,886万9千円が県に拠出をされておりますが、この財源内訳を教えてください。質問は以上です。

○議長（土井哲男）

答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

まず質問の順番に沿ってご説明させていただきます。後期高齢者医療制度の導入に係る制度の浸透についてお尋ねでございます。まず、本年5月に国が実施いたしました新たな高齢者医療制度についての意識調査でございますけれども、この調査によりますと75歳以上の高齢者の回答者のうち33.7%の方が、現行の後期高齢者医療制度につきまして、「適切」あるいは「やや適切」と回答されております。「適切でない」それから「あまり適切でない」とご回答されました方が約33.1%でございますので、「適切」及び「やや適切」と回答された方ほうがやや上回った結果となっております。

また、本広域連合におきましても、制度の施行当初は数多くの問合せや意見が寄せられたところでございますが、平成21年度は前年度に比較して被保険者からのお問合せやご意見を頂く回数もかなり減少しております、こうした状況から被保険者の方々に対しまして、ある程度制度への理解が進んでいるものではないかと認識をしているところでございます。

次に障害者の加入率についてのご質問でございます。65歳から74歳までの方で、障害認定を受けて後期高齢者医療制度の被保険者となっている方は、直近の平成22年9月末現在のデータでございますけれども、12,133人いらっしゃいます。全体の被保険者数は341,728人でございますので、約3.6%を占めておられます。障害者手帳をお持ちの方に占める割合につきましては、広島県のほうに年齢別の統計がございませんので、私どもでは把握をいたしておりません。

次に、剰余金の基金積み立てについてのご質問でございます。平成21年度におきましては、45億6,721万7千円を決算剰余金として計上しておりますけれども、このうち約8億9,200万円を給付準備基金に積み立てることにしております。この結果、21年度末の基金残高約26億1千万円に先ほどの約8億9,200万円を追加することで結果として基金残高は約35億円となります。

次に決算剰余金45億6,721万7千円から、基金に積み立てます先ほどの約8億

9,200 万円を差し引きました残りの約 36 億 7,500 万円は、国庫負担金や支払基金交付金等の過剰に交付を受けた相当分でございますので、平成 22 年度におきまして国や社会保険診療報酬支払基金への返還に充当することとしております。

なお、本議会に上程しております第 16 号及び第 19 号議案におきまして、これら積立や返還に係る予算措置を行っているところでございます。

次に事務費の市町分賦金についてのお尋ねでございます。広域連合は、地方自治法に規定されました特別地方公共団体で、複数の普通地方公共団体が、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めた場合に設けることができるものでございます。後期高齢者医療広域連合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づきまして、後期高齢者医療制度の事務を都道府県の区域ごとに行うため、その区域内のすべての市町村が加入し設置したものでございます。広域連合の運営に必要な事務につきましては、広域連合を構成します団体である市町村からの分賦金で賄っているところでございます。広島県後期高齢者医療広域連合への広島県職員の派遣につきましては、広域連合の事務を県単位で行っていますことなどから、広域連合から広島県に対しまして人的支援を求めたものでございまして、給与等の経費については、広域連合の事務費として負担しているものでございます。

次に移送費についてでございます。移送費は、被保険者が医者の指示によりやむを得ず入院あるいは転院のため乗り物などを使用したときに支給されるものでございまして、平成 21 年度には申請がなかったものでございます。1,000 円を計上しております理由でございますけれども、これは予算上申請があった場合の支出の根拠を確保しておくためのものでございます。

次に財政安定化基金についてでございます。財政安定化基金造成の資金は、国、県、広域連合の三者が均等に拠出しておりまして、その額は、特定期間の療養の給付等に要する費用の額に、県の基金条例で定める拠出率 0.09% を乗じた額で、平成 21 年度の広域連合の拠出額は、2 億 6,886 万 9 千円となっております。

この広域連合の財政安定化基金拠出金の財源は、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の第 18 条第 3 項によりまして、保険料を財源としております。以上でございます。

◆ 3 番（村上厚子議員）

議長。

○議長（土井哲男）

村上議員。

◆ 3 番（村上厚子議員）

財政安定化基金の財源は保険料ということを確認をさせていただきました。それから移送費についてなんですけれども、申請がなかったからそのまま不用額になつたということなんですけれども、最初から計上していなければ、申請があったとき困るから 1,000 円というふうに答弁を理解したのですけれども、申請がないだろう

という前提のもとでの予算だったというふうに理解してよろしいでしょうか。移送費については、そもそも、この高齢者医療のなかで、決められてというか、設定されている高齢者に対しての被保険者に対してのものなんですけれども、想定をされていない、あるいは、必要ないというか、そういう認識なのでしょうか、その点をもう一度お答えください。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

移送費の支給要件は非常に厳しく決められておりまして、医者の指示によること、あるいは移送の目的が保険診療として適切であること、それから患者が移動困難なこと、それから緊急性があり、やむを得ないことといった厳しい要件があります。申請自体が、少ないといった実態がございます。こういった実態もございますので、過去の状況等も勘案して、とりあえず今までの実績から判断して1,000円を計上し、申請がございましたら、要件に該当しましたら、当然支給していかなければならぬと考えております。

○議長（土井哲男）

ここで5分間の休憩をとります。

午後3時24分休憩

午後3時30分再開

○議長（土井哲男）

議会を再開します。15番細川議員の発言を許します。
15番細川議員。

◆15番（細川雅子議員）

はい。15番。議案第17号平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合の特別会計決算についてお尋ねいたします。主要な施策の成果説明書の21ページでございますが、保健事業費の中の健康保持増進事業費についてお尋ねいたします。これは

各市町で行われております健康診査費補助事業についてですが、これについて3点ほどお尋ねいたします。

まず1点目は受診率の向上についてでございます。平成20年度の率は5.66%，平成21年度は7.05%となった。若干向上しましたが、他県と比べると随分広島県は低いと紹介がございましたが、執行残も約3分の1以上ほどあるようにみてとれます。当初の目標とはかなり差があるようになります。昨年度の決算のときにも今後の課題として受診率の向上に努めるとあったように記憶しておりますが、どのような対策をとられてきたのか、効果についてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

2点目ですが、これは平成22年度に行われた「健康診査について」のアンケートについてでございますが、協議会の中で、内容についてのご説明はありましたので、そのときに質問してもよかったですけれども、準備してまいりましたので、ここで質問させていただきます。内容についてと結果については、ご説明いただいたのですけれども、このアンケートは広島県が受診率が低い、そのことで取られたと聞きましたが、結果をどのように分析されていらっしゃるのか、また、今後どのように活用していく予定なのかお話ください。

3点目は、市町の健診担当者レベルでの情報交換の必要性についてでございます。受診率については平均7.05という紹介ではございますが、各市町の受診率をみてみると、かなり差が1%台から30%台まで差があるようになります。広域連合がイニシアチブをとりまして市町の担当者レベルで意見交換をして受診率向上に向けてやってもいいのではないかという気がしておりますが、この辺の実績が21年度あるのかどうかということ、それについてお尋ねいたします。以上3点をお願いします。

○議長（土井哲男）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（拳手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

まず第1点目の受診率の向上の対策ですけれども、平成21年度当初予算編成時には、健康診査受診者数を30,487人、受診率を9.08%と見込んでおりましたけれども、実績は受診者数が19,609人、受診率は7.05%に留まっております。

平成21年度の受診率向上のための取組といったしましては、健康診査受診率向上計画を策定いたしまして、各市町の広報誌、ホームページ等を通じまして、受診の呼びかけを行いましたが、計画達成には至りませんでした。

平成 22 年度、今年度におきまして、現状を把握し、より効果的な取組を検討するため、被保険者へのアンケート調査を実施いたしたところでございます。

次にアンケート調査につきまして、どのように活用する予定かというご質問ですけれども、これまで市町の広報等を通じて制度の周知に努めてきたところでございますが、アンケート調査の結果では、健康診査を知らない方が 47.0%と約半数を占めておりまして、また受診しなかった方の 24.7%が知らなかつたことを理由に挙げていらっしゃいます。こういったことから更に制度の周知を図っていく必要があるのではないかと考えています。

一方におきまして、受診されていない方の 50.6%が、通院等で同等の検査を受けていることを理由に挙げられている実態もございます。

その他にも様々なご意見やご要望をいただいておりますけれども、今後このアンケート調査結果を踏まえまして、地域の実情に即した取組を行っていただけるよう、実際に健康診査事業を実施しております市町と協議して参りたいと考えているところでございます。

市町の健診担当者との情報交換についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、健康診査事業の充実を図っていくためには、地域の実情を把握し、事業を実際に実施いたします市町との情報交換や意見交換が重要であると考えております。

このため、私どもといたしましては、この 9 月から順次各市町を訪問し、各市町の先進取組事例を紹介するなど、担当者との意見交換を実施しているところでございます。以上でございます。

◆ 15 番（細川雅子議員）

はい。

○議長（土井哲男）

細川議員。

◆ 15 番（細川雅子議員）

ありがとうございます。アンケートの結果を見ながら各市町の実情に応じた健診率の向上に向けて、努力したいというお言葉をいただきましたので、今後の市町の状況を見ながらやっていっていただけるんだと思うのですけれども、先ほど 9 月以降は各市町を訪問してというご説明をいただいたのですけれども、もちろん各市町担当者、それぞれ少ない職員の中で実務をとっていますので、一同に集めることはとても難しいことではないかと思いますので、出向いていただくのも、連合のほうから出向いて、丁寧にやっていただくのも 1 つの方法であるとは思いますが、担当者同士が集まるなかで、それぞれの経験を出し合ったりとか、色々アイディアを出し合ったりする中から、よい方策とか、よい影響とかも出てくると思いますので、個別の対応ではなくて、もし、市町のほうで無理がなければ、全体でも色々意見交換をしていく方法も考えていただきたいと思います。それともう 1 件、受診率のアンケートの結果から、健診の補助があれば、もっと行きやすいという結果が出てい

ると思います。うちの街は、大竹市ですが、補助しておりますと、75歳以上の方は自己負担無しで受けれるようになっておりますので、どこもそうなっているのかと思っておりましたら、どうもそうではないらしいのですけれども、ここらあたりで、例えば今の補助単価を上げることによって、より一層健診事業に取り組みやすくなるのではないかと思いますが、その辺について何かお考えがあればお願ひいたします。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

議長。

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

まず、全体でみんなで一同に意見交換をしたらどうかという御意見、ご提案でございますが、担当者レベルの担当課長会議等では少し話しをさせてもらう機会はあったりしますけれども、実は正直なところを申しますと各市町の健診事業のやり方はかなり異なっておりまして、当初私どもとしては一斉に集まってもらってという気持ちも持っていたのですが、あまりにも実態が異なっておりますので、逆にうまくいっていないと言ったらおかしいのですが、健診が伸びない地域等については、細かい事例までお聞きしたほうがよいかなど、そういった事情をある程度私どもの持っている知恵で対応できるのではないかということもございまして、今回は個々の市町へ訪問してお話をさせていただいているところでございます。また機会がございましたら一斉に集まりまして、意見交換をやってみたいと思っております。

それから補助単価を上げたらどうかという御意見でございます。これにつきましても実は各市町の実情がかなり異なっております。私ども広域連合は全域を対象にしておりますので、できれば、単価を揃えていくのが一番各市町のそれぞれの実情が反映できるのではないかというように考えております。それぞれの市町ごとに単価を決めるというのは難しい実態がございますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（土井哲男）

次に20番中村議員の発言を許します。

20番中村議員。

◆20番（中村勤議員）

はい、20番です。事項別明細書の18ページから質問させていただきます。「款諸収入」、「項 雑入」、「目 第三者納付金」について質問をさせていただきたいと思います。第三者納付金についてはもうご説明がありましたので、言葉の説明は省きます。当初予算額が109,900千円の予算に対しまして、収入済額が

219,866,620 円と約 110,000 千円の増額となっていますが、第三者の不法行為により傷害を受けられた方が、大変多くおられたのかどうか、その辺のところを教えていただきたいと思います。以上です。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

第三者納付金のほとんどは、交通事故に係る医療費でございまして、民間の保険会社等から支払われたものでございます。

この第三者納付金でございますけれども、平成 21 年度当初予算編成にあたりまして、実は制度発足から間もなかったため、第三者納付金の実績がございませんでしたので、平成 20 年度上半期におきます保険会社等への求償状況等を参考に積算を行ったものでございます。当初年間の求償件数を 105 件と見込んでおりましたけれども、結果といたしまして 259 件の求償となったものでございます。

なお、平成 21 年度の第三者行為の届出件数は、求償ではございませんで届出件数でございますけれども、325 件で、平成 20 年度は 345 件とほぼ同程度となっております。この第三者納付金の側面から見ますと、特に高齢者の事故等が増えていく実態はないのではないかとは考えています。以上でございます。

○議長（土井哲男）

これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

3番村上議員より討論の通告がありますので、討論を許します。

3番村上議員。

◆3番（村上厚子議員）

第 17 号議案「2009 年度、平成 21 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について意見を付して賛成の討論を行います。市町からの事務費の分賦金についてですけれども、県が負担する考えはないという答弁でしたけれども、この分賦金は一般会計から出しているものです。いってみれば市民が県の職員の給与を払っているということになるわけです。埼玉県の連合長は県の職員の人事費を市町がもつのはおかしいという見解を示しています。また 2009 年度でいえば、愛知県など 4 県は給与分を負担しています。広島県も検討するよう要望しておきます。

また、財政安定化基金なんですが、これも県の拠出金に対しては、基準財政需用額に算入されておりまして、従いまして県は法定以外の支出はしていないということになります。国と県の責任ですべての国民、労働者に必要な医療を保障するための制度が公的医療保険です。広島県独自の広域連合への支援を強く求めておき

ます。

また移送費についてなんですかけれども、これはぜひとも周知の徹底と現状の正確かつ迅速な把握を行うよう要望して討論を終ります。

○議長（土井哲男）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、討論を終結いたします。本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は認定されました。

△ 日程第10「議案第18号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」

○議長（土井哲男）

次に、日程第10「議案第18号 平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第18号「平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてでございます。

議案書の22ページをお開きください。

平成22年度一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出

それぞれ 1 億 5 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11 億 2,070 万 8 千円とするものでございます。

この補正の内容といたしましては、平成 21 年度の決算剰余金の全額を財政調整基金へ積み立てるため、所要の補正を行ったものでございます。

23 ページの「第 1 表 岁入歳出予算補正」をご覧ください。

歳入の「7 款 繰越金」、「1 項 繰越金」に、平成 21 年度の決算剰余金の 1 億 5 万 2 千円を追加し、同額を 24 ページ歳出の「2 款 総務費」「1 項 総務管理費」に追加をしております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。

質疑がある方は、挙手をし、議席番号を告げてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 11 「議案第 19 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

○議長（土井哲男）

次に、日程第 11 「議案第 19 号 平成 22 年度広島県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第19号「平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてでございます。

議案書の25ページをお開きください。

平成22年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46億88万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,426億3,007万8千円とするものでございます。

この補正の主な内容といたしましては、平成21年度の負担金、補助金等の精算に伴う追加納付分又は返還金を、それぞれ歳入歳出予算に計上したほか、基金への積立金や、後期高齢者医療制度の周知・広報事業等に係る経費を計上したものでございます。

26ページをお開きください。

歳入でございますけれども、「1款 市町支出金」から「11款 諸収入」までの6つの款で補正額を計上しておりますけれども、このうち、「8款 繰入金」、「9款 繰越金」を除き、全て平成21年度の負担金、補助金等の精算に伴いまして、国、県、市町から広域連合へ対しまして、追加納付や返還することとなった額を計上したものでございます。「8款 繰入金」「2項 基金繰入金」を5億1,136万円減額。これは、給付準備基金からの繰入金を5億1,884万4千円減額し、臨時特例基金からの繰入金を748万4千円追加したものでございます。

給付準備基金につきましては、支払基金返還金の財源を、基金繰入金から繰越金に振り替えたことにより、減額したもので、臨時特例基金は、歳出の総務費で計上しております、後期高齢者医療制度の周知・広報事業等の経費の財源とするために繰入れるものでございます。「9款 繰越金」「1項 繰越金」に45億6,721万6千円を追加。これは、前年度からの繰越金を予算計上したものでございます。

続きまして、27ページをご覧ください。

歳出でございますが、「1款 総務費」「1項 総務管理費」に748万8千円を追加。これは、市町が実施いたします後期高齢者医療制度の周知・広報事業等に対する補助金を計上したものでございます。

1段とばしまして、「8款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」に37

億 140 万 4 千円を追加するものでございます。

これは、平成 21 年度の負担金、補助金等の精算に伴う、広域連合からの返還金を計上したものでございます。「6 款 基金積立金」「1 項 基金積立金」に 8 億 9,199 万 5 千円を追加するものですが、これは、歳入補正総額から、歳出の「1 款 総務費」及び「8 款 諸支出金」の補正額を差し引いた残りを全額給付準備基金へ積み立てるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井哲男）

これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を告げてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男）

ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 12 「一般質問」

○議長（土井哲男）

日程第 12 「一般質問」について議題とします。

3 番村上議員より通告がありますので、発言を許します。

3 番村上議員。

◆ 3 番（村上厚子議員）

もう少し時間をいただきたいと思います。3点、3項目について質問をしたいと思います。まず保険料についてです。今年度 2010 年度から保険料が改正されて、広島県の保険料は、所得割率、均等割率ともに引き上げられて、率で 5.8%の引き上げとなりました。これは全国 2 番目に高い引き上げ率であったわけですけれども、事務局の説明では、基金の活用してでの引き上げで、基金を取り崩していくなければ、アップ率はもっと大きかったということでした。75 歳以上の高齢者の数は、増加傾向にあり、年齢を考えても、医療費が膨らんでいくことは、誰でも想定できることであります。従いまして、保険料は、上がる一方であるということも当然予想されます。新しい政権のもとで、後期医療制度を廃止が前提で、新しい医療制度が検討されておりますけれども、3 年後の廃止の予定となっております。つまりまだ 3 年間は今の制度で、医療制度の中で高齢者の方たちは、過ごすわけなんですけれども、これ以上の負担増にならないために保険料を上げないための対策を、これが今から廃止が前提であっても必要なことだというふうに考えます。そのためにも県の独自の支援というのも、1 つの方向として、あるかというふうに考えますけれども、広域連合としての保険料への認識をお伺いをいたします。

それから次に健康診査についてなんですけれども、先ほど質疑がありまして、ほとんど重複をしていますので、質問を変えます。1 つはですね、今日アンケートの報告をしていただきましたけれど、この中にも、知っていた方と、知らなかつた方というのがわざかではありますけれども、わざかに知っていた人が多かつたので、やはり周知がされていないということが、アンケートの結果からも見て取れると思います。しかも実施率、受診率の実績を 23 市町の実績一覧をいただいているんですけれども、本当にばらつきがございます。健診を実施しているのは各市町の事業ということになるわけですけれども、75 歳以上の方の健康の責任を持つという広域連合として先ほど努力していくという答弁がございましたけれども、もう少し、これなら、受診率が上がるぞと思える答弁をいただきたいと思うのですけれども、保険料は一律に払っております。しかし、受ける健診というのは負担を含めて、様々というのが、今の状況です。やはり、市町様々、地域の状況、条件違いますけれども、今のばらつきでは本当に大問題だというふうに考えます。もう少し丁寧な答弁をお願いをいたします。

それから先ほどの全員協議会のところで新しい医療制度についての報告の中間まとめの報告がありましたけれども、報道によりますと 10 年後の 75 歳以上の方の保険料は 2 万 2 千円も上がって、現役世代の保険料を上回る率で保険料が増えていくという、こういう構造になっているということ、また自治体の一般会計の繰り入れをなくするためにということも考えられておるようで、そうなれば、保険料は、うなぎのぼりの上がっていくという制度になるのではないかということが懸念されます。さらに 70 歳から 74 歳の窓口負担も 1 割から 2 割にするというのが今の検討されている制度の中身のようなのですけれども、広域連合として、今、検討されております新制度に対してどのような認識をお持ちなのか、それと同時に今の現行制度をす

ぐに、3年後と言わずに、すぐに廃止をし、老人保健制度に戻すように国に要望するというお考えがないのか、その点をお聞きして一般質問を終わります。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

（挙手）

○議長（土井哲男）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）

3点のご質問でございます。まず第1点の保険料についてでございます。

平成22年度の保険料率改定にあたりましては、臨時的な措置といたしまして広域連合剰余金と広島県の財政安定化基金を活用し、保険料の上昇抑制を図ったところでございます。

本広域連合としては、ほとんどの被保険者が年金生活者であることを考えますと、保険料の大幅な上昇は避けるべきだと考えております。

しかしながら保険料につきましては、一義的には国の責任で保険料抑制措置の財源を確保すべきであると考えております。このため全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、その旨国に要望いたしているところでございます。

次に保健事業のお尋ねでございますけれど、市町村の実施率に大きな差がございますのは、健診案内や申込方法、集団あるいは個別による健診の実施方法等、健診への取組に差があるのではないかというふうに考えているところでございます。

先ほど細川先生にお答えいたしましたけれども、現状を把握し、より効果的な取組を検討するため、今年度被保険者へのアンケート調査を実施したところでございまして、今後このアンケート調査結果を踏まえ、地域の実情に即した取組を行っていただけよう、実際に健康診査を実施する市町と協議していきたいと考えているところでございます。

それから新しい高齢者医療制度についてでございますけれども、新たな高齢者医療制度につきましては、現在国が設置しています高齢者医療制度改革会議において鋭意検討されているところでございます。8月に中間取りまとめが出されたところで、その中間取りまとめを公聴会あるいは調査等で意見を聞いているところでございます。今年中には、最終的なとりまとめがされる見込みとなっているところでございます。私ども広域連合は、後期高齢者医療の事務を円滑に運営するための組織でございまして、基本的にその基礎でございます制度、現行制度そのものの当否について意見を述べる立場にないと考えております。以上でございます。

○議長（土井哲男）

それでは、一般質問を終わります。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり広域連合長のあいさつがあります。

◎広域連合長（伊藤吉和）

どうも皆様お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

提案いたしました各議案につきまして、大変熱心にかつ慎重にご審議いただきまして、すべてご議決を賜りました。厚くお礼申し上げたいと思います。

引き続き、円滑な制度運営に向けて、今後とも、皆様の格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会にあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（土井哲男）

ありがとうございました。

議員各位におかれましては、案件について、熱心にご審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様のご協力に対し、心からお礼申し上げる次第であります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後4時6分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 竹内 光義

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 中本 正廣